

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想

令和5年 9月

西 栗 倉 村

# 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

## 1 西栗倉村の概況

西栗倉村は、岡山県の最東北端に位置し、北は鳥取県、東は兵庫県に接し、東西に9 km、南北に13.5 km、総面積57.97km<sup>2</sup>であり林野率92.6%の山間地域である。年間平均気温は11℃と低く、日照時間は年間1,850時間と短日照で、年間の降水量は約2,000 mmと多い。また、冬季は降雪期間がある。農地は標高275～550mの範囲の吉井川支流の吉野川沿いに157.4ha（田142.4ha、畑14ha、樹園地1ha）を有している。ほ場整備は、昭和53年度から平成6年度までの17年間に126.6haが完成し、全村ではほぼ完了している。

## 2 西栗倉村の農業の現状

高齢化が進む本村では、小規模で零細な農家が多く、ほとんどが第2種兼業農家であり、近年は農家の高齢化等により担い手への農地の集積が進んでいる。また、農作業受託組織が1組織出来ており、集落の内外問わず、基幹作業や防除作業を行っている。最近では中山間地域等直接支払制度の集落協定において、共同防除を行うなど共同化に向けて取り組んでいる地区が増えるなど、営農の組織化の動きが活発化している。基幹作物は水稲であり、その他、山間地の水田地帯では高冷地気候を生かした水稲と野菜の複合経営や酪農経営が行われている。

## 3 目指すべき西栗倉村の将来の姿

農業者、消費者、事業者及び行政がそれぞれの立場で農業と関わりを持つことで、それぞれが豊かになる仕組みを作り、西栗倉村農業を未来につなげていくことが目指す将来の姿である。

そのためにも、基幹作物である水稲の産地規模を維持し、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく。

また、地域の特性を生かした特産作物の産地拡大を推進するとともに、施設の整備、農地の流動化・作業受委託及び6次化産業を促進し、効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努めていく。

## 4 担い手育成の目標

本村農業の現状を踏まえ、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展目標を明らかにし、高齢者が生きがいをもって健康づくりを行いながら農業を行っていく視点を持ちつつ、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのある効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

### （1）育成すべき担い手の目標数

効率的かつ安定的な農業経営を営む、農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた経営体（以下「認定農業者」という。）等の現状及び目標は次のとおりである。また、21世紀おかやま農業経営基本

方針に掲げられた新規認定農業者の確保数の目標は4年間で540経営体であることを踏まえ、本村においては2年間で1経営体の当該新規認定農業者の確保を目標とする。

現状（令和5年4月1日現在）

- ・認定農業者 10名
- ・集落営農組織 1組織

目標（令和12年度）

- ・認定農業者 14名
- ・集落営農組織 1組織
- ・農業法人 1組織

## （2）効率的かつ安定的な農業経営の目標

水稻を基幹作物とした効率的かつ安定的な農業経営の育成を促進する。本村及び周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（経営体当たりおおむね350万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たりおおむね1,800時間）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本村農業生産の中心を担う農業構造を確立していくことを目指す。

なお、「おおむね」は8割とする。

## （3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保

新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成するため、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していく。農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については勝英農業普及指導センターや晴れの国岡山農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

### ア 確保・育成すべき人数の目標

21世紀おかやま農業経営基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標は5年間で750人であることを踏まえ、本村においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。

### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本村及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,200時間以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得200万円以上）を目標とする。

## 5 担い手を育成するための方策

将来の本村農業を担う意欲と能力を持ち、農業経営の発展を目指す者に対して、農業経

営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施して支援するとともに、地域計画の実行により、担い手の育成を促進する。

また、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、地域計画推進事業の活用により、農地の集積・集約を進める。

#### (1) 担い手育成の体制

まず、晴れの国岡山農業協同組合、西粟倉村農業委員会、勝英農業普及指導センター等による西粟倉村技術者連絡協議会において、本村農業の将来展望とそれを担う経営体について協議する。更に、育成すべき担い手に対して同協議会が主体となって営農診断、営農改善方策を提示し、担い手が農業経営改善計画の作成や相互の連携が図られるよう誘導する。特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度は、担い手育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用の認定農業者への集積その他の支援措置が認定農業者に重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関、関係団体と連携して制度の積極的活用を図る。

#### (2) 農地の集積・集約化に向けた方針

農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者等への集積を図り、遊休農地の発生防止に努めるとともに、農業ができなくなった場合の引受先としての法人組織の設立を推進する。また、地域計画に基づいた農地の集積・集約が図られるよう努める。さらに、農地貸借と併せて、農作業受委託を促進し、農業経営の規模拡大に資するよう努めるとともに、引き続き農業振興地域整備計画に即し、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。

### 6 多様な担い手の育成方針

#### (1) 組織経営体の育成

集落での合意形成のもとに農業生産の共同化・統一化を図り効率的な営農を行う集落営農の組織化を推進する。既存の任意組織は計画的な運営を継続できるよう、法人化を促進し、経営基盤の安定化と強化を図る。また、西粟倉村を一集落とした「一村一集落」を実現する組織や、畦畔や水路等の地域資源管理を担う組織の育成を促進する。

#### (2) 女性農業者の育成

家族経営協定の締結等による農業経営改善計画の共同申請の推進、地域の話し合いの場への女性の参加の推進等により、女性の地域農業の担い手として育成する。

#### (3) 小規模農家等との連携

小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等と担い手農家が役割を分担することで、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られるよう努める。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

### [個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻専作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稻 5ha</li> <li>・ 新規需要米 (備蓄米等) 3ha</li> <li>・ 作業受託 5ha</li> </ul> <p>【経営面積】 8ha</p>	<p>【資本装備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業場 150m<sup>2</sup></li> <li>・ トラクター (45ps) 1台</li> <li>・ 田植機 (5条) 1台</li> <li>・ コンバイン (4条刈) 1台</li> <li>・ 乾燥機 (5t) 2台</li> <li>・ 軽四トラック 1台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。</li> <li>・ 青色申告の実施</li> </ul>	<p>【労働力】</p> <p>主1 補助0.5</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農単一	<p>【飼養頭数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搾乳牛 20頭</li> <li>・ 育成牛 5頭</li> </ul> <p>【作付面積】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トウモロコシ 50a</li> <li>・ イタリアライグラス 50a</li> </ul> <p>【延べ面積】 1ha</p>	<p>【資本装備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トラクター (66ps) 2台</li> <li>・ ロールバレーラップングまたはハーベスター 1台</li> <li>・ バルクローラー (1,000リットル) 1台</li> <li>・ 自動給餌機 一式</li> <li>・ 牛舎 300m<sup>2</sup></li> <li>・ たい肥化施設 1基</li> <li>・ 排水処理施設 1基</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通年サイレージ体系</li> <li>・ ふん尿は堆肥化し、ほ場還元余剰分は販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。</li> <li>・ 青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・ 社会保険等の加入</li> <li>・ ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減</li> </ul> <p>【労働力】</p> <p>主1 補助0.5</p>

[組織経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
水稻 専作	<b>【作付面積等】</b> ・水稻 12ha ・新規需要米 (備蓄米等) 4ha ・作業受託 10ha (収穫・乾燥 調製等)  <b>【経営面積】</b> 16ha	<b>【資本装備】</b> ・作業場 200m <sup>2</sup> ・トラクター (45ps) 2台 ・田植機(6条) 1台 ・コンバイン (4条刈) 1台 ・乾燥機 (5t) 3台 ・フォークリフト 1台	・経営体の体質 強化のため、 自己資本の充 実を図る。	・社会保険等の 加入

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[新規就農型]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
水稻 +花 き	<b>【作付面積等】</b> ・水稻 2.9ha ・新規需要米 (備蓄米等) 2ha ・作業受託 5ha (収穫・乾燥調 整等) ・りんどう10a	<b>【資本装備】</b> ・作業場 150m <sup>2</sup> ・トラクター (25ps) 1台 ・田植機(4条) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥機 (5t) 1台 ・軽四トラック 1台 ・かん水装置 1台 ・動力噴霧器 1台 ・管理機 1台	・複式簿記記帳の 実施により経営 と家計の分離を 図る ・青色申告の実施	<b>【労働力】</b> 主1 補助0.5  ・休日制の導入

	<b>【経営面積】</b> 5ha	・かん水ポンプ 1台 <b>【その他】</b> ・畝立て作業等はJA等の作業委託を活用する		
--	----------------------	-----------------------------------------------------	--	--

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
野菜	<b>【作付面積等】</b> ・アスパラガス 10a ・白ネギ 30a ・サトイモ 30a ・コンニャク 10a  <b>【経営面積】</b> 80a	<b>【資本装備】</b> ・作業場 150m <sup>2</sup> ・トラクター（16ps） 1台 ・軽四トラック 1台 ・土寄せ管理機 1台 ・動力噴霧器 1台 ・かん水ポンプ 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	<b>【労働力】</b> 主1 補助0.5  ・休日制の導入

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項（新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた事業に関する事項）

第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携の下、次の取組を推進する。

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本村は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の様態等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

#### 2 市町村が主体的に行う取組

##### （1）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向け取組

- ・受入環境の整備

岡山県青年農業者等育成センター（公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財

団)や勝英農業普及指導センター、美作広域農業普及指導センター、晴れの国岡山農業協同組合、先進農家などと連携し、就農相談会等での就農情報(研修、空き家に関する情報等)の発信を行う。

## (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

### ・農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

晴れの国岡山農業協同組合、農業委員、農業士等、勝英農業普及指導センター、県立青少年農林文化センター三徳園等と連携・協力して就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

### ・就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話合いや西粟倉村農業再生協議会の下で相互連携を地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また、青年農業者クラブ活動、同世代の農業者との仲間づくり、交流の機会を設ける。

### ・経営力の向上に向けた支援

経営能力の向上に向けては、勝英農業普及指導センター、美作広域農業普及指導センターや専門家を活用した研修会や経営分析、相談などにより、経営初期の経営力向上に向けた重点的な支援を実施する。

### ・青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

## 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談については岡山県青年農業者等育成センター(公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団)及び勝英農業普及指導センター、技術や経営ノウハウについての習得、就農後の営農指導等フォローアップについては勝英農業普及指導センター、晴れの国岡山農業協同組合、農業士等、農地の確保については西粟倉村農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、岡山県及び岡山県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供す



る。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう岡山県農業経営・就農支援センター、岡山県農地中間管理機構、西粟倉村農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

○農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する面積の目標	耕地面積に占める割合の目標
38 ha	26%

目標年度は令和12年度とする。

○効率的かつ安定的な農業経営における面的集積についての目標

地域計画推進事業などにより効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、西粟倉村農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地利用集積の取組を促進する。その際、本村は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度に、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、西粟倉村農業再生協議会と連携して、利用集積の対象者同士の協議・調整を行うとともに、農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業を積極的に活用する。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

本村は、岡山県が策定した「21世紀おかやま農業経営基本方針」の第5章「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本村農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 利用権設定等促進事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項（地域計画の策定を促進する事業に関する事項）

- ① 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、村の広報誌への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
- ② 参加者については、農業者、西粟倉村、農業委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、岡山県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。
- ③ 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業観光課に設置する。
- ④ 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る（令和7年3月末まで）。
- ⑤ 本村は、地域計画の策定に当たって、岡山県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農用地利用改善事業の実施区域

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）参考様式第6-1号の認定申請書を本村に提出して、農用地利用規程について本村の認定を受けることができる。

② 本村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を村の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内的の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本村は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、勝英農業普及指導センター、西栗倉村農業委員会、晴れの国岡山農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、西栗倉村農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

本村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

晴れの国岡山農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けて

担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図るものとする。

#### 4 利用権設定等促進事業に関する事項

この事業は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による経過措置により改正前の法の適用を受けるものとされた規定に基づいて、なお従前の例により実施する。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件の全て）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ） その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地利用適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地利用適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他政令第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げる全てを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地の全てについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤までに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

## （2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

### （3）開発を伴う場合の措置

- ① 本村は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱別紙9の第1に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本村は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
  - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

### （4）農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本村は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本村は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

### （5）要請及び申出

- ① 西栗倉村農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出を基に、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本村に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本村の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組ん



でいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ ②から③までに定める申出を行う場合において、（４）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の９０日前までに申し出るものとする。

#### （６）農用地利用集積計画の作成

- ① 本村は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本村は、（５）の②から③までの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本村は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本村は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### （７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のイに掲げる事項については、（１）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その

支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

（ア） 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

（イ） 原状回復の費用の負担者

（ウ） 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

（エ） 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

本村が、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が２０年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（９）公告

本村が、西栗倉村農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を本村の掲示板への掲示により公告する。

（１０）公告の効果

本村が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（１１）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

（１２）紛争の処理

本村は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

（１３）農地利用集積計画の取消し等

① 村長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利

の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本村は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本村の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 本村が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 西栗倉村農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。西栗倉村農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

(14) 農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関の連携の考え方

本村と県、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織と機構とが一体となって農地の集積・集約化を推進する連携体制を構築し、情報共有等を行うことにより農地中間管理事業の活用を促進する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本村は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本村は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

イ 本村は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営

基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

本村は、西粟倉村農業委員会、勝英農業普及指導センター、美作広域農業普及指導センター、晴れの国岡山農業協同組合、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

西粟倉村農業委員会、晴れの国岡山農業協同組合及び土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、西粟倉村農業再生協議会の下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本村は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附則

- 1 この基本構想は、平成18年8月29日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成29年3月31日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和3年11月1日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和5年 月 日から施行する。

別紙1（第5の4の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる要件

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）が、それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合。

○対象土地を混牧林地や農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人がそれぞれ対象土地を当該事業に供する場合。

別紙2（第5の4（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は1～20年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて1～20年とすることが相当でない認められる場合には、1年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p> <p>なお、農地中間管理事業による場合は、10年以上となるように努めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が情報提供している賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸賃人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸賃人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき西栗倉村が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

#### IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>